

自治基本条例って何ですか？ vol.14

前回のVol.13(平成28年9月号)では自治基本条例の第3章(町民参加と協働)第16条について解説しました。今号では、第17条の一部を紐解いていきます。

第3章(町民参加と協働) 自治基本条例-第17条(審議会等の運営)

第17条

行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任については次の事項に配慮するものとします。

- (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとします。
- (2) 正当な理由があるときを除き、委員の一部を公募するものとします。

2 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした会議録(会議の内容の要旨を記録したもの)を作成し、閲覧に供するものとします。

- (1) 会議の日時、場所、出席者の氏名及び傍聴者の数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議の検討において使用した資料

- (4) 会議における発言又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

3 委員の公募は、次に掲げる事項を町広報紙及び町ホームページへの掲載その他の方法により行うものとし、原則として1月程度の応募期間を設けるものとします。

- (1) 審議会等の名称、目的、審議事項、開催回数及び報酬
- (2) 任期
- (3) 応募資格
- (4) 募集人員
- (5) 応募期間及び方法
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、募集に必要な事項

解説

第17条では、審議会等の運営に関する基本事項を明記しています。審議会等の委員の選任にあたっては、性別・年代の別等に配慮するとともに、正当な理由がある場合(専門性の保持、個人情報取り扱い等)を除き、委員の一部を公募するものとします。また、公開可能な審議会等の会議録(要旨)を閲覧に供するとしており、具体的には、町ホームページで公表します。審議会等の委員の公募にあたっては、原則1月程度の募集期間を設け、第3項第1号~8号の事項を周知します。

高齢者等肺炎球菌ワクチンの 予防接種をお忘れではありませんか？

【肺炎は八雲町の死因第3位】

亡くなる方の約95%が加齢とともに免疫力が弱まっている65歳以上の方です。これからの季節は、特に感染症が流行するため、肺炎にかかりやすくなります。肺炎予防にはワクチン接種が効果的です。

【ワクチンの接種はお済みですか？】

今年4月に、今年度対象者の方に個別通知をしています。助成期限は来年の3月31日までに接種された方となります。期限を過ぎると助成を受けることができません。

- ①平成28年度中に左記の年齢になる方
- ②予防接種実施日に60歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳1級(心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の交付を受けている方

※過去に1回でも肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種を受けた方は助成の対象となりません。

【問い合わせ先】

・保健福祉課健康推進係(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

・熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111

年齢	生年月日
100歳	大正5年4月2日~大正6年4月1日
95歳	大正10年4月2日~大正11年4月1日
90歳	大正15年4月2日~昭和2年4月1日
85歳	昭和6年4月2日~昭和7年4月1日
80歳	昭和11年4月2日~昭和12年4月1日
75歳	昭和16年4月2日~昭和17年4月1日
70歳	昭和21年4月2日~昭和22年4月1日
65歳	昭和26年4月2日~昭和27年4月1日